

3 事業実績（平成 16 年度～20 年度）（資料①参照）

（1）相談件数

社会貢献支援員 48 名が対応した相談件数は、平成 16 年度 1243 件、平成 20 年度 5508 件と、5 年で 4 倍に増えた³。

（2）経済支援の件数・援助額

平成 16 年度 167 件・1200 万円だが、平成 20 年度は 684 件・6012 万円。

平成 20 年度の援助額合計は、同年度の拠出額 6800 万円に近づいた。この傾向は平成 21 度利用実績でも同じ。

（3）要援護者の特徴

・老人施設部会の実施事業だが、要援護の対象者は高齢者に限らない。障害者相談や母子家庭の相談、DV、虐待、多重債務、ホームレスなどの相談もある。最近は、（配布資料には記載されていないが、）失業者が多くなっている。

（4）経済支援の内容

・当初、経済困難のために介護保険事業等の制度が利用できない人を対象とする経済支援（「サービス利用のための経済支援」）を想定していた。しかし、実際には、「食べること、住むところ、医療という、まさに生活の維持そのものにかかわるところでの経済的援助が、ふたを開けてみるとほとんど」であった。

例示①「食べること」

・相談に行って「最近何も食べてない」とか、あるいは「きょう、あす食べるものがなく」（冷蔵庫を開けても中に何もなつたり、米びつも空の場合など）という家庭が多い。
・生活保護につなげても、決定までの期間は法的に 2 週間、受給まで考えると 1 カ月先になることもある。その間の対応として、とりあえず食材の買い物に一緒に行くことが多くなってきている。

例示②「住むところ」

・ゴミ屋敷状態の環境整備への対応が多い。
・また、居所が不安定な状況で、家賃や引っ越しにかかる費用での相談が多い。例えば、家賃滞納していて立ち退きに直面し緊急に家賃を払う必要や、立ち退き後や DV や離婚で母子で家を出ざるを得ず、親元や友人宅に身を寄せている場合など、次の居宅設定のための敷金・礼金はじめ引越しに関する費用がない場合など。
・敷金、礼金、その他の引越し費用について、10 万円を超えた支出が必要になることが多くなったことから、経済援助の上限の特別枠として 20 万円を設定したことがあった。
・住まいを定めるお金がなくて困っているなか、生活保護の申請では、「家が決まってから

³ 件数は、延べ相談回数ではなく対応した相談者の実人数。CSW のみが対応した件数は含まれていない。

来てください」と対応されることも多い。

例示③「医療」

- ・精神障害の方で、通院の必要があるが、通院のお金がない場合など。通院開始後は、手帳の取得等を通じて通院補助を得られるが、最初の段階で保険がない場合など。
- ・また、高齢で病気を抱えているが、保険がないので10割になってしまって病院に行くのを控えている場合など。

(5) 紹介経路および、公的支援策（生活保護、生活福祉資金貸付等）との関係

- ・行政関係からの相談が多い。紹介経路（5年間合計）の上位5つは、市町村行政（34%）、市町村社協（12%）、ケアプランセンター（居宅介護支援事業所）（8%）、病院（7%）、地域包括支援センター（5%）である（資料⑧）。
- ・生活に困り行政・福祉事務所に相談したが保護に該当しない場合など、保護適用の要否をめぐる疑問や福祉事務所との論議もあるが、そこでこじれても支援にならないので、とりあえず社会貢献事業で受けとめ、その後、生活保護につなぐことが多い。
- ・生活保護に該当せずに、社協の生活福祉資金貸付制度を紹介されることもあるが、貸付には償還の見込み等の諸要件があり、対応できないこともある。その場合、貢献事業が最後の拠りどころとして対応することになる。
- ・本来の支援プロセスは、先に相談があり、制度利用にむけて経済援助が必要な場合は、経済援助という手段を検討する。しかし、経済援助を専らあてにした関係機関からの紹介・連絡など、相談と経済援助との関係が転倒した使われ方もある。

4 事業からみえてきた地域の実態と社会貢献事業の役割

(1) 地域の実態

- ・要援護者の状況は、地域との関係が薄い（困難さが気づかれない）、家族との関係も薄い（状態把握は困難）、経済的にも困窮（生活の維持そのものが困難）ということがある。
- ・地域の支え、家族の支え、企業の支えから漏れる人が多く、従来の制度・コミュニティでは対応できない、「見えない孤立」が広がっている。

(2) 社会貢献事業および地域福祉の役割

上記の問題は、行政機関等の公的制度の充実によっても残る部分がある。公的制度は「公平性」が前提にあり、公平性を重視すれば基準要件等が厳しくなる。また、多くの公的制度の並立または専門分化により、住民にとって制度は分かりづらいものとなる。こうしたことから、公的制度には必ず「隙間」ができる。

その「隙間」を埋める、家族、民間も薄くなっている中、誰かが「隙間」を「つなぐ」必要がある。こうした「隙間」を「つなぐ」役割として、社会貢献事業であったり、今後必要とされる地域福祉や総合生活相談といったものがある。公的機関の狭間を埋める相談から、地域の社会資源開発へと展開させることが必要。

（3）困窮者支援としての今後の事業の展望

- ・共同募金の仕組みを上手く応用しつつ、福祉事業者や多くの施設が（老人施設、保育所、障害施設等の種別は問わず、施設に限らず福祉の事業を含めて）、拠出により資金をプールすることで、柔軟な経済援助を手段として確保した地域での支援を展開できるとよい。
- ・公的な資金・税金が入ると「運用の縛り」も出てくるので、民間レベルの活動として維持する良さがある。
- ・現状では、児童や障害施設などは、経営状態からみて、経済援助のための資金拠出は困難。高齢者分野は介護保険制度のもとで、施設にわずかながらも余裕が出てきたことも、社会貢献事業の立ち上げの背景としてあげられるかもしれない。分野横断的に、事業に対する合意を取り付けることも、なかなか難しい。
- ・府社協が人件費を担保している社会貢献支援員は、府補助金の廃止により少人数になっているので、地域内のCSWの連携体制の強化が必要（CSW連絡会を月1回、ないし2カ月に1回程度実施中）。
- ・施設のCSWの連携体制と、地域の「小地域ネット」との連結が課題。CSWが制度につながり後の、地域での見守りなども、小地域ネットがあれば効果的に実施できる。小地域ネットの充実は、豊中市など一部の地域で実現しているが⁴、多くの地域では今後の課題。施設のCSWの連携の仕組みづくりは、他の関係機関を含めた地域内連携の基盤にもなるのではないか。
- ・社会貢献事業が県レベルの事業として実施された背景には、施設整備・法人認可や監査等を通じ、施設と都道府県レベルとのつながりが強かった事情がある。市町村単位で、市町村社協などがキーになり連携を推進する形にすれば、全国に広げられるモデルではないか。その場合、県社協によるバックアップ体制、スーパービジョン体制の確保が必要。

5 第二のセーフティネットおよび総合支援資金の運用について

（1）第二のセーフティネットの制度枠組みについて

- ・生活保護基準の前段階で救うべきネットとしてあるべきだが、住宅手当などは生活保護の基準とほぼ重複している（収入認定、貯蓄等）。
- ・総合支援資金は、滞納費への充当も可能、住居ない方への対応も可能（住宅手当とセット）、連帯保証人がいなくても可能であり、対象者の多くは生活保護に該当する層ではないかと感じる。申請者の生活歴や雇用歴（日雇い、派遣等の雇用形態で失業と同時に住居も失う）をみると、今後6か月で（大阪府社協では当初の契約で貸付期間を一旦6か月で区切っている）安定した職に就くことが難しいと思われる方や、就職したとしても生活費と償還費の合計に足りる額を得ることが難しい方が、非常に多い。今後、住宅手当の期限6ヶ月が切れたらどうなるのか、大問題になる。
- ・返済計画についても、10年間等が設定されているが、これまで「細切れ」の雇用形態にあった人が、10年間の継続的な雇用生活を今後安定して維持することは、非常に困難である。

⁴ 豊中市では、豊中社協が最初に地域の相談体制をブロックごとに構築しており、その体制の中に施設が参加し、ひとつの資源として社会貢献事業が位置づけられている。

ると思われる。

・居所確保までの、いわば生活のスタートラインまでの費用は、給付がよいのではないか。何故、その費用が、住宅手当（給付）と貸付とに別れているのか、担当機関も自治体と社協に分かれているのか、疑問に感じる。

・「つなぎ資金」も、ハローワーク、自治体それぞれの制度への「つなぎ」を社協に集約させる必要があるのか不明。各制度それぞれに「つなぎ資金」つければよいのではないか。そのほうが利用者の不利も解消できる。

（2）総合支援資金の運営について

・誰のためのセーフティネットなのか。現状では、本来の「第二のセーフティネット」ではなく、生活保護に至るのを、数ヶ月先延ばしするための手段・・・「生活保護のためのセーフティネット」になってはいないか。

・総合支援資金貸付を受けた後、生活保護に至る場合、保護開始の時期を多少遅らせることはできるが、個人に借金が残り、社協にも償還できない「焦げ付き」が残ってしまう。

・総合支援資金は、1ヶ月 600 件程度の決定がある。1 件あたり 100 万円の貸付額として、1ヶ月で 6 億円、1 年で 70 億円。他の資金を含めれば、年間 90 億円の貸付費用が必要。国からの原資は 50 億円であり、このままではすぐに原資がなくなる。1~2 年以内に抜本的に改正しないと、制度自体が持たないのではないか。

（3）総合支援資金貸付に伴う自立支援の実施について

・住宅手当の相談員は、人件費・活動費の補助が国から 10 分の 10 であるので配置しやすい。

・総合支援資金貸付の相談員の人件費補助は、国 2 分の 1、都道府県 2 分の 1 の負担であり、財政事情が厳しい都道府県は支出できない。貸付は「期間限定」ではなく経年的な事業なので、一旦人をつけたら毎年莫大な人件費がかかるため、都道府県レベルからの積極的な補助は期待できない。

・2009 年 5 月に国から通知が出され、相談員の例として「ファイナンシャルプランナー」等が出されたが、10 月までに各市町村社協でそうした人材を見つけることも難しい。仮に各窓口に 1 人増員できたとしても、窓口業務だけで精一杯で、とても自立支援まで行き着かない。

・以前は、民生委員の相談活動のなかで、ひとつの使える手段として生活福祉資金貸付があった。今は、「経済援助」が前面に出てしまい、「相談援助」という枠組みができない。社協で「貸付をやります」ではなく「生活困窮の相談援助をやります」と言う方が、よかつたのかもしれない。

・自立計画書は、本人と市町村社協の貸付担当者で作成するが、「週 1 回社協に活動状況を報告する」ことを本人が選択しても、それを受け止める体制は十分ではない。

・求職活動報告書は、債権者としての判断の基礎資料となるため、市町村社協ではなく府社協に送られる。その内容は、かなりいい加減（活動先が明記されていない等）なものもあるが、それらの丁寧な点検を実施するのは、対応件数が多すぎるため府社協では困難な状態。

（4）低所得者支援において社協が果たす役割とは

・社協の実施体制、金銭管理体制、債権に関する審査体制などを考えれば、一人に100万を超えるお金を貸す事業を実施するのは相応しくないと思う。相談支援の一部として柔軟に活用する経済援助の範囲で、また、貸したお金が回収できなくても良いという位のスタンスで、10万円程度を貸せる仕組みがあればよいのではないか。総合支援資金貸付の実施体制にむけた充実策の検討も必要かもしれないが、そもそも社協は、そうした大金の貸付主体となってよいのか、疑問である。

・社協で200万円、300万円を扱う貸付事業をやっていくとなると、社協は「貸付事業体」になってしまい、社協のあり方そのものが問われるのではないか。他方で、銀行とは異なり、貸付に関する「目利き」ではなく、「ゆるい」「不十分」な審査体制との批判を逃れられない。

・社協には、制度の狭間にある人を対象として、地域での相談を基本にした、「つなぐ」「見守る」といった活動こそが求められるのではないか。

・社協は、民生委員を含め、福祉に関わる人たちをつくり、こうした人々による「小地域ネット」をつくってきている。こうした人材で対応できる活動のなかで、経済困窮の問題を取り上げていくこと、そして、こうした小規模な活動の範疇で、相談支援で柔軟に使える経済援助の資源を少し確保しておくこと、が必要ではないか。

6 ヒアリングから見えてきた地域における困窮者支援への示唆

大阪府社協におけるヒアリング結果から、地域に存在する困窮者への支援に関して、次のような示唆が得られた。

①「社会福祉法人」「福祉施設」の地域福祉資源としての有効性

社会貢献事業は、社会福祉法人の「地域への貢献」というミッションを実現するものとして、施設自身が開始した事業であること、そして、施設が拠出金を基金に納入する仕組みを背景に、支援の裁量や決定権限を持つこと等、施設が自らを「地域福祉の資源」として積極的に活用できる条件整備が図られている。

こうした条件整備のもと、「常設の拠点」、「生活支援のノウハウの蓄積」「地域の専門的な支援機関とのつながり」という、総合相談拠点としての利点を多く備えている福祉施設を、制度や小地域ネットに「つなぐ」媒介としての地域資源として有効活用している点は、地域福祉の拠点整備という点からも、示唆的である。

②アウトリーチ、代弁機能による「つなぎ」の重要性

社会貢献事業の支援について、ヒアリングでは、「制度の狭間」や「つなぎ」といった表現が頻繁にでてきた。困窮者支援の課題として、公的な制度をつくるだけでな対応できない、制度にまで「つながる」ことが難しい状況、しかも、地域から孤立し課題が「見えにくい」状況が、指摘された。既存の制度の窓口や、既存の住民同士のインフォーマルなネットワークが、困窮者の生活課題をうけとめ・制度につながるルートとして、必ずしも効果的に機能していない状況が、少なくないということであろう。困窮者支援においては、

地域の中で、既存の制度や住民組織を媒介にした支援ルートのみならず、多様な相談およびアウトリーチのルートを確保する必要がある。また、制度があっても、そこにつながるまでには様々な手続き、困窮者にとっての障壁があることから、困窮者に寄り添い、その課題を共に整理しながら、制度につながるための代弁機能を果たす相談員の役割は重要である。こうした観点から、アウトリーチの拠点として施設が存在し、常駐する相談員が「代弁機能」を果たす意義は、大きい。

③総合相談とあわせて迅速に提供できる小規模で柔軟な経済援助の有効性

社会貢献事業では、現場の裁量で迅速に経済支援を（10万円という枠のなかで）提供出来る手段を、相談員が有していた。相談段階で「生活の維持そのもの」が危険にさらされている困窮者に対し、当面の生活維持にむけた具体的な経済支援を迅速に提供できることは、困窮者に対する実効性ある援助、それを通じた相談者との信頼関係の構築という点から、意義が大きい。

ヒアリングを通じ、今後の生活困窮者を包摂した地域福祉のあり方として、以下のような要素を含めることの重要性が、確認された。

- ・基準の厳格な適用や公平性にとらわれすぎず、対象者を制限せず、直面する問題に民間レベルで柔軟に対応する活動スタンス
- ・手軽・迅速・柔軟に使える実効性ある援助手段（経済援助等）の確保
- ・アウトリーチや代弁機能を発揮した公的制度へのつなぎ
- ・小地域ネットとの連携により見守りを行なう仕組み
- ・社会福祉法人の福祉施設の福祉資源・相談援助拠点として有効活用

社会福祉協議会は、社会福祉法人や施設とのつながり、地域の住民とのつながりをもち、また、様々な公的機関との連携ルートを有していることから、こうした要素を含めた地域福祉を推進する主体として、その役割が期待される。新たに登場した「総合支援資金貸付」は、地域福祉の有効な制度資源となるのか、それとも、地域福祉と切り離された制度として機能するのか、さらには、地域福祉の推進主体としての社協の役割を圧迫するものとして機能するのか、今後、注視する必要がある。

<謝辞>

大阪府社協・福祉資金部長（社会貢献推進室長兼務）の真田政穂氏には、業務多忙のなか、快くヒアリングに応じていただき、また、豊富な資料をご提供いただきました。心から感謝申し上げます。

■ヒアリング資料

- ①「『社会貢献事業』の概要と実績」（大阪府社会福祉協議会、2009年8月）
- ②「福祉おおさか 特別編集号～2007年度 社会貢献事業 紹介編～」（大阪府社会福祉協議会、2008年4月）
- ③「私たちは、この町を支えます～老人福祉施設の社会貢献事業～」（社会福祉法人大阪府

- 社会福祉協議会 老人施設部会／大阪府社会福祉協議会 社会貢献推進室
- ④『社会貢献事業報告書（平成 19 年度）』（社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会、2008 年 9 月）
 - ⑤『社会貢献事業報告書～社会の狭間を埋める総合生活相談～（平成 18 年度）』（社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会、2007 年 3 月）
 - ⑥『社会貢献事業報告書～狭間に挑むソーシャルワーク～（平成 17 年度）』（社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会、2006 年 3 月）
 - ⑦『社会貢献事業報告書～167 事例の相談活動からみえてきたもの～（平成 16 年度）』（社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会、2005 年 3 月）
 - ⑧「総合生活相談～社会貢献事業から見える社会的孤立・総合生活相談とは～」（社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 社会貢献推進室 真田政稔、2009 年 12 月、福祉専門職講座（中堅職員）配布資料（パワーポイント・スライド））

＜参考文献＞

片岡哲司（2008）「制度の狭間、排除問題に対応する地域福祉実践——大阪における社会貢献事業の実践を通して」『日本の地域福祉』No. 21、pp. 31-42.

＜参考：ヒアリング資料（章末掲載分）＞

- ①「『社会貢献事業』の概要と実績」（大阪府社会福祉協議会、2009 年 8 月）
- ②「福祉おおさか 特別編集号～2007 年度 社会貢献事業 紹介編～」（大阪府社会福祉協議会、2008 年 4 月）
- ③「私たちは、この町を支えます～老人福祉施設の社会貢献事業～」（社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 老人施設部会／大阪府社会福祉協議会 社会貢献推進室）

2009.12.15
大阪府社会福祉協議会

地域とともに 府民とともに

2008年4月発行

福祉 おおさか

特別編集号

~2007年度 社会貢献事業 紹介編~

平成16年4月より本会老人施設部会の会員施設が地域の関係機関と連携し、生活課題を抱えている人の相談に応じ、適切な制度へつなぎや生活の見守り、必要に応じて経済的支援を行う「社会貢献事業がスタート」しました。

今回は2007年度の福祉おおさかで取り上げた内容をご紹介します。

ふれあいネットワーク



社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

(この広報誌の作成には共同募金の配分金を活用させていただいている)

△市を流れる川の橋下で野宿生活をしていた齐藤さん(58歳)は、性／仮名バブル崩壊頃から勤めていた会社の経営が傾き、急にリストラに。『肝日まで話をしてくれていた同僚が口をきいてくれなくなつて、借金を取りも24時間取り立てがあるので、電話屋を抜いてしまったときも引きこもり、うつ状態でした』と当時を振り返ります。野宿生活に入りましたが、『2年もこんな生活してたらアカン』と懇意にしていた田中本一ムレス巡回相談員と知り合いました。相談をするようになります。『ちょうどその頃、厳しい生活と食事の偏りもあり精神科の精神科が悪化傾度に足元がからづいて病院で受診したところ、血糖値が6.0近くで、野宿生活に限界を感じました。そこで巡回相談員のサポート

八さん(34歳)と母親(65歳)の二人
人世帯。入院加療中だった八さんは
は医療費が支払えないため退院後
自宅ではほど暮だきりの生活。それ
を見かねた障害者介護センター
から社会貢献事業に相談が寄せ
られました。

九九归一之解題
題目出於九九回題

八さんは過度の飲酒が原因で
体を毀し、糖尿病性神経障害で
歩行困難となり約6年前に退職
初診日に厚生年金の被保険者で
はなかつたため、障害厚生年金
を受給できず無収入。母親が受

「田嶋議」は、お手添うことが大事なんですね。その人と同じ立場で、同じ気持ちで、同じ方向を何かしないといけない。向き合ふと必ず見下してしまって、民生委員の方々さんは力強く語ります。皆さんもだらだらとの交流を続けていますから、精神障害がある方さん(仮名)との10年来の間わりを振り返りましょう。霞のない人で、事柄は遠えども、障害のある人で、事柄は遠えども、その人に寄り添ううまい用語の方法は同じ。だから文書も同じことになります。

長年おひでて
貴重な御遺稿を承めて
内さんと同親、お父様は八さ
んの近隣に住んでいました。父

公営住宅で4人の子どもを育てている春美さん。長年、夫の暴力に悩んでいましたが、市の児童相談室を通じてエレルタへ通ずる道を選びました。裁判所からの保護命令により夫は家を出て行き、後に離婚も成立しました。

現況からは音信不通。高齢でひとり暮らしの祖母を頼ることもできない春美さんにとって、同じく障に住み、附子子どもの面倒も見てくれる花田さんは彼女代わりの存在です。花田さんは、春美さんの「4人の子どもを育てながら働きに出たいたい」という願いを受けて、社協の小地域ネット

●社会貢献事業●
●防とセックトの支援が必要●

●社会貢献事業
暮らしを支えるソーシャルワーク⑥
地域の育り添いと支援
9月号より

が困難でした。祖父が亡くなつた後、一家は農地などを手放し、家計の足しにしましたが、やがて父や祖母も他界して生活は更に苦しくなりました。

まどうらるる心やろ」と先行きに不
安を覺えていた時、巡回相談員を通じて社会貢献事業の八市を担当する社会貢献委員会へ支援員を見を紹介されました。
思うように外出ができないなら話す相手もなく不安を抱えている方々さんはすぐに支援員に連絡し、週に2回ほど「物質や巡回保護費の受給」銀行の手続きなどに同行をしてもらうことにして「ちゃんと支援員が来てくれるでこれで安心して暮らしがちだ」とか精神的で心も着きません。支援員とのつながりが心の支えとなつたと振り返ります。支援員も、「当時は本格的に顔色も悪く、2、3歩でうつめになっていた状態でしたが、今ではどちら顔のつやがよくなりましたね」と話すもすみます。

160万円の積金があり、近頃は薬つています。各種保険金、介護保険料も薬としています。生活費は非常に苦しく、ほとんどの生活物資、食料品を「つけ」で購入している状況でした。

C S C S W(相談員)は、Aさんの事をすぐに訪問し聞けなくなつて以降、十分な食事やりハビリも出来なかつたため、生活障害の程度が進行していることは想がわかれました。そこで、医療的な見地から社会貢献基金を活用してAさんの入院加療を支援並行して

社会貢献事業のコミュニケーションセンター・シャルワーカー(CSW)べつつなぎました。

春美さんは小川さんとCSWと相談し、自立に向けて生活を立て直すため生活保護を申請。保護費を受け取るまでの当面の生活については、社会貢献事業の食材交換で乗り切りました。

子どもたちのうち2名の夏月君と冬彦君は、双子でどちらも健全な男の子です。夏月君は既に精神不自由児の通園施設で療育を行っており、比較的障害の軽い冬彦君は自宅で様子をみていました。CSWは春美さん親子

相談文書を重ね、支援員との回数回もできた頃、齊藤さんに「ヘルパーによる家事援助やサービスの利用について話をもちかけました。しかし、利用するにあたっては、齐藤さんの年齢が問題となりました。高齢者とされる年齢ではありますから、利用の可憳性は低かつます。」と、医田の説明を聞き、理解を深めました。そこで、運動神経障害の診断を受けることができ、介護保険認定の手続きを行ない、サービス利用券を貰い現実化されました。ヘルパーさんに野菜を振るふるに言われてからと、買物の様子を察しそうに話してくれました。若い頃には詩や俳句をつくり雑誌にも投稿していたといううな齊藤さん。「今は桜井が好きです。桜

生活保護の申請、障害者手当サービスの利用などを支援しました。また、ヤミ金融業者が怖くて躊躇していた弁護士への相談もC.S.Wが代理で行い、ヤミ金融業者自体が迷惑であり恐れることはないことを確認し、債務整理の相談を進めました。

しかし、Aさんは病状が低飲酒やタバコをやめられず、入院先の同室の患者とトラブルをいくつかの精神科を受診せらるるに、その度にC.S.Wや医師が相談を頂ねています。

りました。それでもAさんは、「障害を理解してもらわうと、必死やつた代押しし。地域の協力を求めたは年かけて、種をまいたんや」と、当時を振り返ります。

吉田相談室に
支那移住を相談
南さんの母の病状が悪化し、在宅での生活が難しくなりました。南さんは親子で暮らすことを願っていましたが、母は入院が必要でした。その後、施設で生活を送ることになりました。

Aさんは、これを南さんによつての伝授と捉え、社会貢献事業に相談しました。南さんは老人福祉施設の相談員(CSW)や社会貢献団員と相談の後、

弊社はピートルズやクラシックを聴いています」と笑顔でCDを貰せてくれました。

リストア、出售、野宿生活、病院などで、どれだけ不安を抱え生きてこられたか想像に難くありません。そんな齊藤さんのその後はどうなったのか、巡回用議員やロイヤル文具店へルバーとのつながり、でした。「野宿」そして「孤立からの脱却」。野宿生活を経験した齊藤さんの話からは世間に制度サービスの利用だけではなく、地域での孤立感を防ぐためのつながり。その構造こそがこれからこの地域福祉を考えていく上で大事なポイントであることに気付かされます。

この事例では、生活困窮が明確化し、生活意識の低下や問題状況の悪化を招いたこと、病気や借金に対する理解が低かったことが大きな課題となりました。C先生は直面する生活問題の解決に奔走しましたが支援にも理解があります。アルコール依存症や借金問題に関する相談窓口の周知や予防のための啓発活動など、問題を精査化、深刻化させない組みが必要なのではないかでしょうか。

企画費基金を活用して単身生活を見つめ、外出や通院のしやすい所に生活の場を移しました。今ではAさんをはじめ、生活保護ワーカー、精神相談員、在宅介護相談員、C.S.W.、支援員が連携して服薬管理や就労生活上の不必要な点について相談支援ができるネットワークを構えていました。

南さんは、地域での仕事や行事に关心を持っています。最近では、障害者支援センターを利用など、生活の幅も少し広がっています。これからは地域社会には専門職だけの問題ではなく、農場や近隣住民との間で、精神障害への理解を重ねていくことが大切ではないでしょうか。

所に通えることに。花田さんや小川さんのサポートを得ながら春美さんは就職活動に励んでいます。

ひとり親家庭に囲うては育児と仕事の両立が大きな課題です。加えてこの世帯では障害のある子どもたちの療育も必要です。経済的な自立だけなく子ども達の健やかな成長のために、本人の努力だけではなく近隣住民や福祉関係者による見守りが不可欠です。現子に寄り添い、自立に向けて必要な部分をサポートできるような体制づくりが地域で求められています。

事例① 健康回復と復職支援

ラムさん(仮名)は平成16年に就労ビザを取得し、祖国に家族を残して来日しました。友人との経営する料理店で働いていましたが、感染症と疾病を次々に患つて入院し、職も住居も失つてしまいました。

就労ビザが失効する前に退

院し、通院しながら生活を立て直さなければなりません。感染症の公費負担を除く治療費の捻出について、老人福祉施設のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)と社会貢献支援員(支援員)に相談が入りまし

た。

ラムさんは同郷の友人宅に暫く住まわせてもらうことになり、手術・入院費用と通訳ボランティアの交通費を社会貢献事業で支援することになりました。これで入院中に払えなかつた国民健康保険料も再就労後には追納できる目処がたち、CSWのサポートを得て保険料の减免を申し込むことができました。

事例② 乳児医療と子育て支援

今年9月、A病院で1100gの未熟児が生まれました。赤ちゃんは出生後すぐ、新生児集中治療室に移されました。赤ちゃんの両親であるヨウ

さんは同郷の友人宅に暫く住まわせてもらうことになりました。手術・入院費用と通訳ボランティアの交通費を社会貢献事業で支援することになりました。これで入院中に払えなかつた国民健康保険料も再就労後には追納できる目処がたち、CSWのサポートを得て保険料の减免を申し込むことができました。

事例③ 乳児医療と子育て支援

現在ヨウさんは、ヨウさん夫妻(仮名)はともに20代半ばの留学生です。「言葉がたどりどろ」と主張が弱い。自分からSOSを出せるだろうか」と医療相談員のMさんは二人を心配しています。

現在二人は、Mさんの助言を得て、未熟児を育てるための「養育医療給付」の申請手続を進めています。退院後は、保健師が中止されましたが、Mさんは「いずれ赤ちゃんが退院する時のために、この1ヶ月間で、落ち着いて育てる環境を整えることが大切」と判断しています。

整えることが大切」と判断しています。「人が安心して子育てに取り組み、赤ちゃんが保育所に通えるようになるまで、入院継続の費用や退院直後の生活費を社会貢献事業で支援することも検討しています。

**言葉の壁を越えた
対話と支援体制を****暮らしを支えるソーシャルワーク⑤
外国籍住民の支援**

12月号より



社会貢献支援員と医療相談員がヨウさん夫妻の今後について話し合いました

福祉おおさか

大阪府社会福祉協議会 発行

●毎月1発行●A4判・8頁●年間購読料 1,440円(1部30円、郵送料込み)

本会では、毎月、機関紙『福祉おおさか』の発行をしております。

地域福祉の推進や、社会的包括の考え方を基本としながら、府社協の事業や取り組み、社会福祉制度改革や福祉の動向に関する情報、市町村社協や民生委員・児童委員・施設、ボランティア、NPO法人等の先進的な活動を紹介しています。

最新の地域福祉活動をはじめ、地域の福祉情報に触れるこができる機関紙です。

◆福祉おおさか年間購読お申し込みは下記へ◆

必要事項をご記入の上、本会総務企画部 06-6764-5374までFAX送信願います。

住所・所在地 〒

お名前

電話



社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 電話 06-6762-9471 FAX 06-6764-5374



私たちは、この町を支えます

老人福祉施設の社会貢献事業

老人福祉施設（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）では地域の関係諸機関と連携しつつ、さまざまな生活課題を抱えておられる方々の相談に努めます。地域における総合生活相談活動を積極的に実施することを通して、生活の見守り、情報提供そして諸制度につなぐほか、時には必要な経済的支援を行い、要援護者の尊厳ある自立生活を支えるための社会貢献活動に取り組みます。

そのために大阪府社会福祉協議会に基金の拠出を行います。

老人施設部会

コミュニティソーシャルワーカーが訪問相談いたします

地域での自立生活を支援します

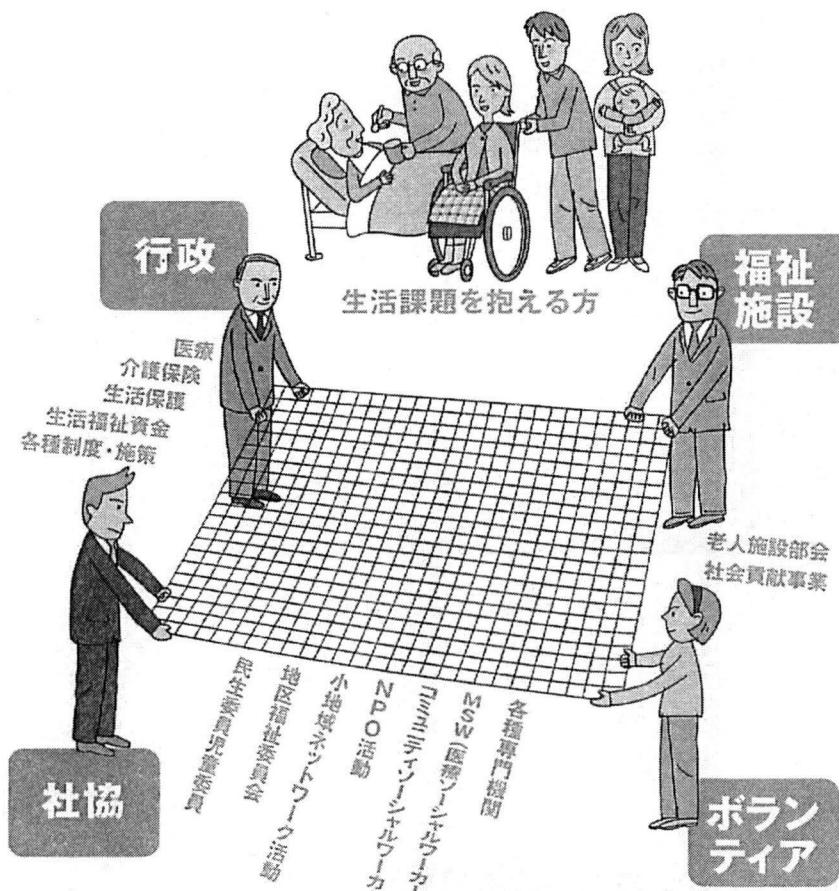
老人福祉施設には社会福祉士・介護支援専門員・在宅介護支援センターのソーシャルワーカーなどの専門職がいます。日頃から地域の方々の介護や生活相談にあたっていますが、この活動をより積極的に推し進めるために地域向けの総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）を各施設に配置いたします。

コミュニティソーシャルワーカーは、福祉制度の狭間で生活に困難をきたしている方々や地域のセーフティネットにたどりつけないで困っておられる、援護を要する方々を、地域の諸機関と連携して発見に努め、これらの人に訪問して相談活動を行い、心理的不安の解消や必要な諸制度につなぐなど、課題の解決に努めます。

その時、諸費用の負担を行うことが課題解決にとって必要と判断される場合はその援助を行うなど、経済的援助を伴った相談活動を通じて、できる限り地域で尊厳を保ちながら自立生活を継続していただくことを願います。

*経済的な問題から、地域における生活を継続するために必要なサービスを利用できない場合には、その費用を援助します。

地域のセーフティネットの一役を担います



地域には、民生委員・児童委員をはじめとする多くのボランティアなどが、生活課題を抱える方々の相談援助活動を展開しておられます。コミュニティソーシャルワーカーはそのような地域のネットワークと共に働き、地域に潜在しているニーズを発見するように努めます。また相談援助活動の中で、生活保護、生活福祉資金など既存の制度利用へのつなぎを行うために、各市区町村行政や社会福祉協議会などと連携します。

社会貢献事業は、既に地域で活躍しているセーフティネットに、よりきめ細かな網をはりめぐらせ、老人福祉施設はこの活動を通して、より一層地域との関係を密にします。

必要なサービス費用を援助いたします

コミュニティソーシャルワーカーは相談を繰り返す中で、その方の生活状況を把握します。経済的な問題を理由に、生活に必要なサービスが利用できていないと判断されれば、ワーカーが所属する施設長の決裁を得て、各サービス提供事業所にサービス費用の支払いを行います。(本人への現金の手渡しは行いません)

経済的援助の対象となる方

生計困難により、

- ① 医療費の負担が困難な方
- ② 介護サービス費の負担が困難な方
- ③ 成年後見人を定める費用負担が困難な方
- ④ 必要とするサービスが受けられない方
- ⑤ 上記に類似する方

経済的援助の対象とならない方

- ① 既に施設に入所している方
- ② 介護保険サービスの上乗せ分を利用しようとする方
- ③ 借入金、滞納金の返済にあてようとする方
- ④ 相談活動を行わない、申請による方
- ⑤ 日常生活費の支給を求める方
- ⑥ 上記に類似する方

社会貢献事業の仕組み

要援護状態のキャッチ

- 民生・児童委員
- ケアマネジャー
- MSW
(医療ソーシャルワーカー)
- 地区福祉委員会
- ヘルバーステーション
- 在宅介護支援センター
- 社会福祉施設等…

訪問相談

- コミュニティソーシャルワーカー(老人福祉施設)
- 社会貢献支援員(大阪府社会福祉協議会)

既存の制度適用の可能性

- 生活保護
- 介護保険
- 無料低額診療所
- 成年後見制度
- 生活福祉資金貸付
- 巡回訪問活動
- 地域福祉権利擁護事業等…

経済的援助適用の必要性

- 医療費
- 介護サービス費
- 成年後見人を定める費用
- その他生活に必要なサービス費等…

コミュニケーションの判断

施設長の決裁

基金から支払い

継続的な見守り

社会貢献事業とは

新たな地域社会の構築に向けて

社会福祉法人の公の活動として

地域の生活レスキュー活動として

主な援助事例

継続的にリハビリが必要な心身障害のある小学生に、重度障害者介護手当受給までの間、訪問リハビリ利用料を援助し機能訓練の継続を図った。

障害の進行により、老朽化した自宅での日常生活に危険を伴う夫婦に、住宅改修費用を援助し、安全な生活を支えた。

二人暮らしで母親の介護を長年続けてきた娘が発病したため、介護サービス利用料を援助し、娘も治療に専念できるよう支援した。

余命少ない高齢者に、「息子には迷惑をかけたくない」という本人の気持ちから、医療、介護サービス費用を援助した。

入院している母の年金を家族が無断で使用するため、成年後見制度申請費用を援助し、安定した預貯金管理を行った。

夫からの暴言、暴力が激しいため、転居にかかる保証金の一部を援助し、本人の精神的、身体的安定を図り、自立に結びつけた。

経済的援助を行った後も、他制度、他機関での対応検討、支援を継続的に行います。

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 老人施設部会

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪府社会福祉協議会内

TEL:06-6762-9001 FAX:06-6768-2426

Eメールアドレス : sakurasou@a-kaigo.gr.jp

大阪府社会福祉協議会 社会貢献推進室

TEL:06-6762-9488 FAX:06-6762-9472

施設名

第7章 困窮者を支える地域ネットワーク形成②

——豊中市社会福祉協議会のヒアリング結果——

根本 久仁子

(要約)

本稿は、2009年12月に実施した豊中市社会福祉協議会におけるヒアリング結果のまとめである。はじめにヒアリングおよび豊中市社協の概要に触れた。そして、豊中市社協の取り組みの大きな特徴である、「福祉なんでも相談窓口」とコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を媒介とした、「豊中市ライフセーフティネット」の仕組みについて、その概要や特徴、実際のようすなどを整理した。これは公民協働による地域におけるセーフティネットであったが、そこでCSWがどのような役割を果たしているのかや、CSWが実践にあたり大切にしていることがらについても述べた。

さらに、2009年10月に生活福祉資金貸付事業が統合・再編されてからの、豊中市社協での取り扱い状況や、貸付事業や住宅手当と豊中市ライフセーフティネットでの、困窮者に対する相談支援における違いや接点について取り上げた。

そして、ヒアリングから見えてきた地域における困窮者支援への示唆として、制度的資源と人的資源の重層的な活用や、個別支援と地域支援との一体的提供の有効性に言及した。

1 豊中市社会福祉協議会におけるヒアリングの概要

(1) ヒアリング概要

豊中市社会福祉協議会（以下、「豊中市社協」とする）へのヒアリングは、2009年12月14日、研究班から4名が豊中市社協を訪問して実施した。豊中市社協からは、常務理事兼事務局長、コミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」とする）、貸付事業担当者など5名が参加してくださった。ヒアリングに要した時間はおよそ2時間半である。

ヒアリングにあたっては、ヒアリングの趣旨や項目等を文書にして依頼し、承諾書にサインをいただいた上で実施した。ヒアリング時の内容は許可を得て録音し、逐語データに起こした。ヒアリングでは、低所得者等の困窮者への相談支援について、豊中市社協におけるこれまでの取り組みや特徴、2009年10月に統合・再編された生活福祉資金貸付事業等の実施状況や実績、それらを通じて感じことなどを聞かせていただいた。

ヒアリングの際には、以下の資料¹をいただき、適宜資料と照らしながら話を伺った。

①「2009年度版 はい！社会福祉協議会です」、②「平成20年度 福祉なんでも相談窓口設置事業及びコミュニティソーシャルワーカー配置事業報告書」（2009年3月）、③「平成20年度 豊中の校区福祉委員会の概況」（2009年2月）、④「福祉なんでも相談窓口運営マニュアル」（2008年3月）、⑤生活福祉資金貸付事業関連パンフレット一式、⑥生活福祉資金貸付事業や住宅手当の実施状況データ。

以下では、これらの資料、ヒアリング時の聞き取りメモ、およびヒアリング内容の逐語

¹ 資料のうち、⑤は大阪府社協によるパンフレットであるが、それ以外はすべて豊中市社協による発行である。

録データに基づいて、ヒアリングの結果をまとめる。主に、豊中市社協の大きな特色である、地域住民からのボトムアップ方式による「豊中市ライフセーフティネット」の仕組みと、生活福祉資金貸付事業の見直しや住宅手当の創設を受けての状況などを中心にまとめたい。それらを通じて、地域における困窮者支援について検討する。なお、いただいた資料のうち、それらの理解にとくに役立つと思われるものを、参考資料として掲載する²。

(2) 豊中市社会福祉協議会の概要

豊中市は大阪府の北西に位置し、人口 38 万人の市である。豊中市社協ではこれまで、小学校区を単位として地域ぐるみで見守りや助け合いのまちづくりを進めてきた。

現在では、各種相談事業、在宅福祉支援事業、在宅介護サービス事業、生活支援事業、地域福祉権利擁護センター、地域包括支援センター、ボランティアセンター、ファミリー・サポート・センター、校区福祉委員会活動、当事者組織の支援など、多種多様な事業や活動を展開している。

豊中市社協では、豊中市と豊中市社協が協働で策定した「豊中市地域福祉計画」³、並びに、豊中市社協として策定している「豊中市地域福祉活動計画（Link プランとよなか）」⁴に基づいて地域福祉を推進している。これらでは、行政すなわち「公」と、市民、民間団体、事業者等の「民」とが連携して地域福祉活動や事業を展開していくことを目指している。

2 コミュニティソーシャルワーカーを配置した地域におけるセーフティネットの構築

(1) 豊中市ライフセーフティネットの仕組み－福祉なんでも相談を中心にして－

2004 年 3 月の「豊中市地域福祉計画」をもとに、行政の支援と住民活動とがばらばらに機能するのではなく、地域のさまざまな課題を地域全体で支えることを目指した「豊中市ライフセーフティネット」の仕組みづくりが構想された（参考資料）。これは住民からのボトムアップを大切にしながら、地域住民の活動と、専門職や行政その他関係機関・組織の支援とが有機的に連環した仕組みである。

ライフセーフティネットの構成要素には、市域をいくつかに区分して設置された 3 つの組織、すなわち「福祉なんでも相談窓口」、「地域福祉ネットワーク会議」、「ライフセーフティネット総合調整会議」がある。そしてその 3 つすべてに支援、調整、情報提供等でかかわるのが、後で詳しく述べる CSW である。

² いただいた資料については、すでに公表・配布しているものであり、参考資料として掲載してもよいとの許可を得ている。

³ 2004 年 3 月に、2004 年度から 2008 年度までの 5 年間の計画として策定された。現在は、次の 5 年について定めた「第 2 期豊中市地域福祉計画」になっている。

⁴ 豊中市地域福祉計画と並行して、民間の立場から地域福祉を推進することを目指して 2004 年 3 月に策定された。その後、第 2 期豊中市地域福祉計画が策定されたのに伴い、これと一緒にして民間としての取り組みを進めるため、2009 年度から 2011 年度までの 3 年間の計画として「第 2 期豊中市地域福祉活動計画（Link プランとよなか 2）」が策定され現在に至る。

1) 小学校区に設置される「福祉なんでも相談窓口」（参考資料）

豊中市と豊中市社協が協働して、小学校区単位⁵に開設した身近な相談窓口である。校区福祉委員、民生委員など地域のボランティアによる運営とし、地域住民からどんなことでも気軽に相談してもらえるような窓口をねらいとしている。

相談にあたるボランティアは、所定の相談員研修を受けて相談業務に従事するようになっている。したがって、相談員には相談にあたっての基本的な姿勢や困ったときの対応、記録の整備等について、一定の水準が担保されている。ヒアリングでは、相談員の養成や研修に関して、行政へつなぐことで相談員の役割が終わるのではなく、地域でその後もずっと見守っていく姿勢をもってもらうことを大切にしている、との発言が聞かれた。

彼らボランティアとしての相談員による「基本相談」は、おおむね週1回程度実施することになっている。福祉なんでも相談窓口では、この相談事業のほか、地域住民や地域福祉活動を行う者が集い、交流し、触れ合うことができる「地域福祉活動拠点事業」や、福祉サービスやボランティア等に関する「情報受発信」も行っている。

2) 7つの日常生活圏域ごとに設置された「地域福祉ネットワーク会議」

生活圏域を7つにわけ、それぞれに設置された「地域福祉ネットワーク会議」は、分野を超えた専門職などによるネットワークである。行政の福祉関連部局、地域包括支援センター、保健所、高齢・障がい・児童の施設、社協のCSW、なんでも相談員等が一同に介して運営している。社協・CSWが主催し、公と民とで地域課題を共有、協議する場となっている。

なお、大阪府の「社会貢献事業」の担い手として配置されるCSW⁶についても、このネットワーク会議のメンバーになってもらい、そこでの情報提供に基づいて活動してもらっているとのことだった。

3) 市域で設置されている「ライフセーフティネット総合調整会議」

既存の制度等では解決できない課題があるときに、「ライフセーフティネット総合調整会議」へ持ち込まれる。市地域福祉課と社協が主催して、専門職を支援する機関・施設の代表が集まり、地域の課題やその解決に向けて協議する場である。子ども家庭センター、保健所、行政機関の代表などが参加している。

このように、豊中市では38ヶ所の小学校区、7つの生活圏域、市全域という段階をふんだレベルごとに、相談や支援の仕組みが整えられている。このライフセーフティネットの仕組みの中心にあるのが「福祉なんでも相談窓口」だが、そもそもの原点は、既存の制度や地域活動にはつながらない、地域で孤立している人を支えることについたという。

実際に「福祉なんでも相談窓口」に寄せられるのは、地域では解決できず、行政でも対

⁵ 校区福祉委員会の地区単位もあり、38ヶ所である。

⁶ 大阪府の社会貢献事業のための支援員も、豊中市社協において地域福祉推進の担い手として配置されるソーシャルワーカーも、ともに「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)」という名称がつけられている。名称としては同じだが、配置の根拠・目的や活動内容等は異なるものである。